

今帰仁村営火葬場及び葬斎場利用に関する新型コロナウイルス感染症対策 ガイドライン

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症拡大の防止と社会活動の両立を進めるため、今帰仁村営火葬場及び葬斎場利用に関する基本的な考え方を示すものである。安心して、今帰仁村営火葬場及び葬斎場が利用できるよう最大限の感染症対策を講ずるものとする。

なお、今帰仁村、北部地域や沖縄県において感染状況等に変化があった場合には、感染状況に応じて本ガイドラインの見直し等を行い、両施設の利用制限の拡充・縮小や葬斎場における施設利用の中止を行うこともあり得る。本ガイドラインの適用期間は、新型コロナウイルスの感染拡大が収束するまでの当面の間とする。

【火葬場】

1. 施設の利用時等における対策

①飛沫の抑制

- ・せきエチケット、マスク着用の徹底
- ・会話をひかえる

②手指・施設等の消毒

- ・会場出入口等への手指消毒液の設置
- ・施設内共有部等の消毒の実施（テーブル、イス、スイッチ、ドアノブ等）

③3密の回避

- ・換気を行う（密閉の回避）
 - 可能であれば2方向の窓を同時に開ける。
 - 1時間に10分程度は窓を開ける
- ・施設内混雑の緩和（密集の回避）
- ・人と人の距離の確保（密接の回避）
 - 人との間隔はできる限り2m（最低1m）空ける
 - 真正面での会話や作業の対面方式は避ける

④その他

- ・収骨時の接触回避に努める（使い捨てビニール手袋などの利用を促す）
- ・ごみはビニール袋に入れて、密閉した上で処理すること。（利用者が持ち帰ること）

2. 施設利用の制限等

①発熱や風症状がある等の体調不良者については利用や参列を制限する

②利用人数や滞在時間の制限を行う

- ・ご遺族の方の施設への入場は5名以内で対応。（収骨時等は入れ替える等の対応を施す）

- ・火葬中は火葬場での待機はせず、収骨時間にあわせて再度来場する
- ③利用時間等の制限を行う
 - ・使用許可件数を1日2件とする
- ④施設内での飲食を禁止する

3. クラスター対策

- ①施設利用者の氏名と連絡先の把握（名簿の作成等）
 - ・感染者が発生した場合に追跡を可能にするための措置。名簿などは利用者が保管する。

4. 感染等で亡くなられたご遺体の取扱いについて

感染等で亡くなられたご遺体の取扱いについては、厚生労働省及び経済産業省の「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン（令和2年7月29日（第1版）」に基づき、十分な対策を講ずること。

5. その他 施設管理者の指示に従うこと。

【葬斎場】

1. 施設の利用時等における対策

- ①飛沫の抑制
 - ・せきエチケット、マスク着用の徹底
 - ・会話をひかえる
- ②手指・施設等の消毒
 - ・会場出入口等への手指消毒液の設置
 - ・施設内共有部等の消毒の実施（テーブル、イス、スイッチ、ドアノブ等）
- ③3密の回避
 - ・換気を行う（密閉の回避）
 - 換気扇をまわす
 - 可能であれば2方向の窓を同時に開ける。
 - 1時間に10分程度は窓を開ける
 - ・施設内混雑の緩和（密集の回避）
 - ホール内に入る参列者の人数制限（必要に応じて整理員を置く）
 - ・人と人の距離の確保（密接の回避）
 - 密度を下げるため、ご遺族席を一つ空けるなど、席の配置を考慮する
 - 人との間隔はできる限り2m（最低1m）空ける（立ち位置を足元に付

す、必要に応じて整理員を置く)
真正面での会話や作業の対面方式は避ける

④その他

- ・物品等は手渡しではなく、非接触によるやりとりが可能な手法をできる限り導入すること
- ・焼香時の接触回避に努める
- ・入口から出口までの動線を明確にすること
- ・ごみはビニール袋に入れて、密閉した上で処理すること。(利用者が持ち帰ること)
- ・参列者は焼香終了後、速やかに帰宅するよう促し、敷地内での長時間の会話は控えるように促す

2. 施設利用の制限等

①発熱や風症状がある等の体調不良者については利用や参列を制限する

②利用時間等の制限を行う

- ・告別式は、式次第の工夫や人と人の距離を確保した上で焼香台を増やす等して、所要時間の短縮に努めること

③施設内での飲食を禁止する

④施設の利用中止

- ・施設の利用を中止する場合は期間を定めたとえで実施し、感染状況の変化に応じて、延長又は早期解除を行うものとする。

3. クラスター対策

①参列者等の氏名と連絡先の把握（名簿の作成等。ご芳名録を代用する場合は、実際に参列に来られた方が明確になるよう、印などして工夫すること）

- ・感染者が発生した場合に追跡を可能にするための措置。名簿等は利用者が保管する。

4. その他 施設管理者の指示に従うこと。

参照：今帰仁村新型インフルエンザ等対策業務継続計画における業務の位置づけ

- ① 火葬場の管理運営に関すること：業務区分B 継続業務（縮小・変更）
- ② 葬斎場の管理運営に関すること：業務区分C 県内感染期休止